

『（仮称）北海道札幌新定時制高等学校』及び『札幌市立中央幼稚園』整備等事業』に対する質問への回答

対象書類 特定事業契約書（案）

No	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	条	項	別紙	箇所	箇所		
1	市への引渡し	16	39					事業者から市への引渡しにおいて、市が保存登記、所有権移転登記を行うとする場合においてです。現行の登記事務手続き上、市への引渡し手続きの前、事業者は建設事業者から建物の完成引渡しを受けた時点で所有権保存登記をしなければならないと考えております。よって当然に、事業者はこの保存登記費用を提案コストに織り込む必要があるものとし、現時点、当該費用を提案コストに含め入れるべきと考えております。この考え方で宜しいでしょうか？（平成18年12月1日 質問No19 に関連して質問差し上げる次第です。）	本施設については、台帳管理を原則とし、登記申請は想定していません。
2	外部第三者機関による会計監査報告の要否	34	95	2				各事業年度において、事業者の年度監査は会計監査人及び監査役の監査実施で充分であり、外部第三者機関（例えば、監査法人や公認会計士）による報告書の提出は、本件事業において求められることは無いとの理解で宜しいですか？	お考えのとおりです。事業者が監査法人等に監査を依頼することを妨げるものではありません。なお、事業者は特定事業契約書（案）別紙5に従い、市の財務モニタリングを受けるものであり、財務モニタリングにより事業者側に発生する費用は事業者負担です。

注：上記「該当箇所」の番号は対象書類での該当箇所。